

令和3年6月10日

富良野市議会議長 黒岩岳雄様

議会改革特別委員長 水間健太

委員会事務調査報告書

令和元年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり結果を報告します。

記

1. 調査案件
議会改革について
2. 調査の経過及び結果
別紙のとおり

本特別委員会は、平成27年1月1日に施行された富良野市議会基本条例を基本とし、さらに市民に開かれた議会、より市民に身近な議会を実現するとともに市民の負託に応え市民の福祉の増進に寄与するため、本市議会のあり方などの調査検討を行うため令和元年第2回定例会において設置された。

はじめに、本市議会が進めてきた議会改革の取り組みについて確認を行ったところ、時代に合わせ一歩ずつ議会改革の取り組みを進めてきたことが伺えた。しかし、今日の地方自治は少子高齢化、人口減少をはじめとした様々な社会要因により混沌としており、市議会に求められる役割はさらに増していることから、これまでの取り組みを基礎として、さらに議会改革に向けて新たな取り組みを進めていくことを確認し、主に以下について議論を進めてきたところである。

(新たな取り組みについて)

議論の中で、委員からは様々な取り組みの提案がされ、過去における議会改革の議論経過の確認、議会諸規定の見直し、議会BCP（事業継続計画）の策定や政策サイクルの構築など議会機能に関する事項、議員定数や議会の環境整備に関することなどが挙げられ、協議の結果、新たな取り組みとして、議会モニター制度、子ども議会の実施に向けてさらに議論を進めることにした。

議会モニター制度は、先行実施の例によると、市民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、議会の運営に反映させることにより、議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的に、満18歳以上の市内に在住、在勤または在学する方からの無作為抽出や一般公募を通じてモニター員を選任し、本会議や常任委員会等の傍聴、議会広報紙についての意見、議員との意見交換会が行われており、これらの具体的な実施に向けた議論を予定していたところである。

子ども議会は、子ども達に議会や市政に触れる機会をつくることで、まちづくりへ興味や関心を持ってもらうとともに、キャリア教育、主権者教育の観点から検討を進め、先進事例からの情報収集や学校、教育委員会との意見交換を行ったうえで、具体的な取り組みについて議論を予定していたところである。

上記2点について、実施に向けての議論を進めていたが、新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、実施に向けた議論を一たん保留とし、感染症の状況を見ながら実施について改めて議論を行うこととしていたが、依然として収束の兆しが見えないことから、本特別委員会の任期中における議会モニター制度と子ども議会の実施を断念することとなったところである。

2点の新たな取り組みを断念した一方、新型コロナウイルス感染が拡大する中においても、議会改革への取り組みを進めるため、議会広報特別委員会と連携し議会広報紙の紙面デザイン変更を行った。この変更により、市民からは見やすくなった、議会広報に興味を持ったなど良い評価をいただいたところである。

また、議会報告会の担当議員と連携し、議会報告会における広聴活動の強化策を検討していたところであるが、感染拡大により、令和2年度における議会報告会の実施が見送られたため、具体的な取り組みに至らず今後の課題となったところである。

本特別委員会の任期中においては、新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた新たな取り組みの実現には至らなかった。今後、感染が収束したと

きには、実現に至らなかった取り組みや残された課題に対し、議員全員が受け止め、議論や取り組みが必要と思われる一方、今後はオンラインをはじめとしたICTの活用による市民意見の聴取や意見交換の機会を模索していく必要性もあると考えるところである。

（富良野市議会基本条例の検証）

平成27年1月1日に施行した富良野市議会基本条例の検証について、議会運営委員会から諮問があり本特別委員会で議論を行った。条例第22条第1項では、条例の検証について規定し、同条第2項には検証結果に基づいた改正の必要性について規定していることから、本特別委員会では検証時期と検証方法を明確にすることが必要と判断したところである。検証時期については課題抽出後に改善の取り組みを行うため議員任期の中間年に行うこととし、検証方法は段階評価による検証を行い、評価の低い項目については課題を明確にすることにより改善の取り組みに繋げやすくするべきとした。さらに、検証シートを策定したうえで、定期的な検証と改善の取り組みが蓄積されることで、本条例の目的達成に寄与すべきとの意見を付して議会運営委員会に報告をしたところである。

（議員定数について）

令和2年第3回定例会以降、議員定数について議論を進めてきた。本市議会において行われてきた、過去の議員定数に関する議論経過を確認したうえで議論のポイントを整理し、さらにこれらのポイントを全議員で共有するために自由討議を開催し、議論を深めてきたところである。

また、議員定数の議論に向けたポイントとして、次の6点を委員会で確認したところである。

1つ目に本市の農業、観光、建設土木、その他サービス業などからなる複雑かつ多様な産業構造を考慮すること。

2つ目に少子高齢化や人口減少などの人口動態を考慮すること。

3つ目に本市における合併の経過や広範囲にわたる郊外地域など地域性を考慮すること。

4つ目に行政のチェック機能を果たすための議会機能の維持、強化に努めること。

5つ目に全国的にも懸念されている議員のなり手不足への対策としての環境整備に努めること。

6つ目に本市議会における議会改革の取り組みを可視化し市民理解の促進に努めること。

前述の全議員を対象とした自由討議では、人口動態を考慮するべき、地域、職業、年齢、性別など多様な市民意見を反映可能とする範囲、類似団体との比較、議会機能の維持をできる範囲など、多くの意見が出されたところである。自由討議での意見を踏まえ本特別委員会で改めて議論を深めてきたところであるが、具体的な定数を決定するには至らず、方向性として議員定数の削減若しくは現状維持で結論が出されたところである。

本特別委員会における調査は終了となるが、今後においては令和5年4月に

予定されている統一地方選挙を踏まえ、具体的な議員定数の決定と議論のポイントとしても挙げられた議会機能の維持強化、議員のなり手不足対策としての環境整備が必要であると意見の一致をみたところである。